

『新可笑記』 卷二の一「炭焼きも火宅の合点」の検討

— 戦国武将豊臣秀吉と秀次切腹事件 —

羽 生 紀 子

はじめに…類聚方針としての武将逸話列伝

これまで私は、『新可笑記』の巻一の一から巻一の五、巻二の五・六をそれぞれ検討し、その三層構造について論じてきた(注1)。巻二の五・六は元巻一の五・六、巻一の五は元は巻二の一であったが、出版時の編集によってそれぞれが現在の位置に移動させられたものであり、巻一の一から巻一の四、巻二の五・六の六章が元巻一であることについても明らかにした。そして序文にいう「二つの笑い」は、具体的には第二層の本話と第三層の重層世界にみられる笑いであることも論じた。

従来『新可笑記』の重層世界については、まったく指摘されることがなかった。元巻一の重層世界は、朝廷における草薙の剣盜難事件、南北朝正閏論争、徳川家光・忠長の将軍位継承争い、家光と保科正之の主従関係、武田信玄の上洛宣言、信玄の上洛作戦の挫折と遺志の付託であり、巻一の五(元巻二の一)のそれは、豊臣秀吉による千利休の切腹事件と長浜時代の逸話であった。

各章の三層構造を明らかにすることによって、各章の創作主題も明らかになった。巻一の一・二は神国日本における武士のあり方(理のための存在、正義のための存在)、巻一の一・二は徳川幕府にお

る武士のあり方(忠と主命、新しい主従関係)、巻二の五・六(元巻一の一・五・六)は天下取りをめざした武将のあり方(言辭への矜持、覚悟・夢の継承)であった。巻一の五(元巻二の一)は、戦国を勝ち抜いた武将の生き方(体面・評判の重視)であった。

このように『新可笑記』の巻頭章から巻一の五(元巻二の一)、さらに元巻一の五・六である巻二の五・六の七章について検討を重ねてきたが、それぞれについて重層世界を明らかにすることができたと考えている。これまで元巻一の六章、元巻二の一を合わせた七章については正しく理解されてこなかったといえ、西鶴の作意は見過ぎてきたのである。そのことは、『新可笑記』その他の章についてもいえることである。他章の重層世界についてはさらに検討していくが、元巻一の六章のあり方は、『新可笑記』全章の類聚方針を示すものであると思う。西鶴の『新可笑記』の類聚方針についても、部分的な各章間の連関について言及されることはあったものの(注2)、これまで明確に指摘されることはなかった。

元巻一は、神国日本における武士、徳川幕府における武士、天下取りを目指した武将の宣言と挫折という連関で類聚されていたが、元巻二の一は、その天下取りを受けて、戦国を勝ち抜いた武将を取

り上げたものである。この元巻二の巻頭章である巻一の五は、元巻二全体が、戦国を勝ち抜いた武将の逸話で構成されているという類聚方針を示しており、その類聚方針は、元巻二の五章を検討することで明らかにすることができる。本稿では、巻二の一（元巻二の二）「炭焼きも火宅の合点」について検討する。

あらすじ…巻一の一の五（元巻二の二）との相似

巻一の一の五（元巻二の二）「先例の命乞ひ」と、本章巻二の一（元巻二の二）とはプロットがよく似ている。

・浅妻の遊女座敷で殺人―大工の作法により命乞い―「心ざし」により二人赦免―「万事を沙汰する事なかれ」―大工の無用の命乞い―処刑

・飾磨で室津の遊女を招き遊興・鞘当て殺人―「世の人心」での命乞い―妹の代わるべき「心ざし」により赦免を約束―「この事必ず外へもらすな」―長男の無用の口出し―処刑

朝妻と室津の遊里について、『好色一代男』巻五の三「欲の世の中にこれは又」に次のような記述がある（注3）。

本朝遊女のはじまりは、江州の朝妻、播州の室津より事起りて、今国々になりぬ。朝妻にはいつのころにか絶えて、賤の屋の淋しく縞布を織る。男は大綱を引きて夜日を送りぬ。室は西国第一の湊、遊女も昔にまさりて、風儀もさのみ大坂にかはらずといふ。

朝妻から室津へスムーズに展開し、同様の要素「殺人」「作法・人心」の命乞い、「心ざし」「無用の口出し」「処刑」が嵌め込まれていることから、本章と前章は二話セットであるといつてよい。詳しく

は後述するが、前章の重層世界が、豊臣秀吉による千利休の切腹事件と長浜時代の逸話であったことを考慮しながら、本話は読むべきである。少々詳細になるが、あらすじを冒頭文と①②③に分けて示す（注4）。

「古代より欲心に身を滅ぼす事は常なり」。

①播州飾磨の市は繁盛し、都を移したかのようにある。酒屋で一杯の酒、また室津の遊女を招いての仮枕、歌舞伎踊りや賭け的、武士も町人も入り乱れて遊んでいた。その中で自然の鞘当てで喧嘩となり、土地の商売人を斬り捨てて逃げて行く者がいた。捕えて国里を聞いても答えないため牢舎した。「己が覚悟の所なり」。

この者の親里は津の国有馬郡で、「金銀十分の有徳」、男子二人、娘一人の家であった。母親は非常に嘆いたが、父親は「前世の定まり事とあきらめ、人を恨みず、我が子を惜しまず、ただ常に変はらず」にいた。この人は、昔は豊島郡池田山の奥で白炭を焼いて細々と暮らしていたが、「正直の頭かぶをよこし、身を堅固に働き、世渡りに私わたくしなく、これ天性の分限、一国一人と名を指されて、なほ徳に入る道を守り、貧者を救ひ病者は湯治をいたさせ、野夫には希なる人」であった。妻は愚かで、子の命を嘆いた。

そこで父親は「今の世の人心、欲で固めし時なれば、金にて命買はる事もあらん。年々積もりし金銀は、かかる時の為なり」と「二千金二箱に入れ」、十四になる娘に兄の命を乞い受けるように申し含めたところ、長男が聞きつけて「世間の取り沙汰にあふといひ、弟が言ふ所も口惜し」と、自分を行かせるよう

に願う。母親も願うので、「無用とは思ひながら」妹に同道させた。

②飾磨の奉行の屋形に密かに行き、妹は二千両を差し出して父親の教え通り「斬られし人の親類へ香花のためにこの金を遣はされ、何とぞ御心入れをもつて、牢舎を御救免」と願ひ出た。「代はるべき心ざし女の面に頭れ」、奉行は不憚になり、「千金にてはそれが跡を弔はせ、又千金は娘に取らせ、兄が命を助けん」としばらく考え、ひとまず二千金を受け取って「この事必ず外へもらすな」と密かに約束した。

奉行は城下に行き、「市町は国家繁盛のためなるに、わづかの咎めに牢舎の難儀」という、高砂の明神の託宣があつたと言上した。殿は「人を助くる天理」にも叶うものであると、罪人の赦免の上意を下した。すると長男は俄かに欲心を起し、「二千金は過分なり。千金にても済むべし」と考え、奉行のもとに行つて、「千金はわれく渡世の種」と嘆いた。奉行は二千金を返して「我を疑ふ所心外なり」、赦免はすでに出ていたが、「このうち有馬郡の何某は、人の命を取りし者、これを御助けありては、世の掟立ち難し。神の憐れみ給ふもさのみ科なき人の事なり」と、「重ねてその道理」を殿に言上したので、次男のみ首を打たれた。

③妹は嘆き、長男も後悔、母親も嘆き悲しんだ。しかし父親は、「初めよりこのはず」、「妹ばかりと申せしに、言はれざる兄を遣はし、かくなる事」と「無常を合点せらるる」様子であつた。皆が不審に思つて尋ねると、父親は「兄は我貧賤なる時生じて、一銭も世になき物と惜しみぬ。妹は長者になつての子なれば、

万両も瓦石と思ひ、欲を離るるより命を助くる所あり」と述べたので、「この理ことわりに各々道理を感じける」。「人を殺して命を取らるるは職なり」と、父親はそれからは浮世を捨て、「尼が崎浦の初島に身を隠れ」、次第に年を重ねて「この世を皆になしける」。

卷二の一の素材・『是楽物語』の陶朱公

本章の素材として、「范蠡の故事」が指摘されている(注5)。「范蠡の故事」は、『史記』(越世家第十一)に載るものであるが、『智恵鑑』卷二の九「陶朱公が子楚の国にて殺さるる事」に引かれているので、そちらを素材とする説もある(注6)。しかし、「智恵鑑」は非常に簡略化されており、説話として重要な莊生への訴えや、范蠡の移住の契機などについても省略されている。たとえ「范蠡の故事」が著名で省略されていても支障ないと考えるところ(注7)、あえて「智恵鑑」に拠つたと考える必要はないと思う。「智恵鑑」は、陶朱公が惣領と末子の金銭に対する考えの違いの抛り所を明かすところに焦点をあわせた知恵話となっているのである。しかし、『史記』そのものだけが素材ではなく、おそらく『是楽物語』中に載る「陶朱公の故事」を素材としている(注8)。

『史記』そのものが参照されていないというのではなく、それは西鶴の知るところであり、付加的に素材とされていると思う。炭焼きであった父親のあり方に重ねられた、范蠡の越から斉へ、さらに定陶への逃避ともいえる移住の契機について、また陶朱公の隠棲について、『是楽物語』ではやや記述が不足しており、『史記』の知識を加味していると考えられるからである。そうでありながら、直接

の素材は『是樂物語』によると考えるのは、前後の章との関連性による。前章卷一の五「先例の命乞ひ」の大王は、何某是樂のあり方を踏まえたものと指摘した(注9)。次章卷二の二「官女に人の知らぬ灸所」については別稿で検討するが、玄宗の逸話が踏まえられている。『是樂物語』中巻では、是樂が陶朱公の故事について語る場面の前に、秦の始皇帝が驪山の温泉に行幸したこと、その温泉を玄宗が「花清宮」と改め楊貴妃と二人で湯浴みしたことなど、玄宗と楊貴妃の逸話を長々と語っている。『新可笑記』のこれら三章は、『是樂物語』をそれぞれ素材の一部として踏まえているのである。

i 陶朱公(范蠡)は初め越に仕え、勾踐に会稽の恥をすすがせた。その後、斉に移り、「海辺にたがへし身を苦しめ力を尽くして、父子共に」富貴となり、朱公は斉の宰相に迎えられる。しかし「久しく尊名を受くるも不祥なり」と、「その財を散らし親しき友に与へ」て、斉を去り陶に移る。そしてまた「父子諸共に、時に従ひ物を転じ侍りて、程なく万金を重ねける」。

陶で子が生まれその子も成人した後、朱公の中子(次男)が人を殺して楚国に捕らわれた。朱公は「人を殺して死ぬるは職也。さりながら、我聞く、千金を持てるものの子たる者は、市に殺さる、事なし、如何がしてか、此罪を贖はん」ということで、末子に千金を持たせて命乞いに行かせようとする。ところが長男は、長子である自分が行けないのであれば自殺するといふ。朱公は仕方なく長男を行かせ、旧知の莊生に手紙を送り、長男には莊生に一切を任せよう指示する。

ii a 長男は「また自ら数百金を」持ち、楚に至って莊生を訪ねる。

長男は父の教え通りに書状と千金を渡した。莊生は、すぐに楚を去り弟が助命されてもその子細を詮索すると言う。しかし長男は、莊生に知らせることなく数百金を使って楚王の側近に近づいた。

莊生は廉直で、楚王以下、皆に尊ばれており、千金は朱公に返す心積もりで妻にも命じておいた。しかし長男は、莊生を何の変哲もない人物と判断していた。

ii b 莊生は、星の動きについて「楚に害あらん祥なり」と楚王に言上し、「独り徳をもつて、此禍を除くべし」と勧めた。楚王は恩赦を行うために、三銭の府を封じさせた。楚王の側近は、三銭の府が封じられたので恩赦が行われると長男に知らせる。長男は恩赦があるならば莊生への千金は空しいと考え、莊生を訪ねる。莊生は長男がまだ楚に留まっていたことを知り、金を惜しむ事を察して、金を持ち帰らせる。

莊生は「長男に売られし事を恥ぢ思ひ腹立ち」、再度楚王に面会する。そして先の言上の帰路、陶の富人朱公の子を金銀で贖うのであり、今回の恩赦は王の徳によるものではない、と人々が評判しているのを聞いたと言上した。楚王は怒り、朱公の子だけを殺し、その後で恩赦を行った。

iii 朱公の長男は泣く泣く弟の亡骸を持ち帰った。母を初め里人は皆悲しんだが、朱公は笑って言った。「長男は、我と共に生業を勤めて、宝の得難き事を知れり。」「我少子は、我家富みて後設けたる子」なので、「宝の得難き所を知ら」ない。少子を遣わそうとしたのは、「宝を塵芥より軽んじて、中子を助けさせん為也。長男は宝を惜しみ、心の外なる中子を殺さん事、事の

「道理」であり予期していたことだと。

この『是樂物語』陶朱公の話は、『史記』（越世家第十一）の范蠡の故事をほぼ網羅しているが、省略されているところがある。本来、『史記』にあった部分は、次のようなものである（注11）。

* 范蠡遂に去り、斉より大夫種に書を遣りて曰く、蜚鳥尽きて、良弓藏され、狡兔死して、走狗烹らる。越王の人と為り、長頸烏喙なり、与に患難を共にす可し、与に楽を共にす可からず。子何ぞ去らざる、と。

* 范蠡以為らく、大名の下は、以て久しく居り難し。且つ句踐の人と為り、与に患を同じうす可く、与に安きに処り難しと。

* 故に范蠡三たび徙り、名を天下に成す。苟くも去るのみに非ず、止まる所必ず名を成す。卒に陶に老死す。故に世伝へて陶朱公と曰ふ。

『是樂物語』の陶朱公の話の前後に、*印の移住の理由と老死を付加すれば、本話と対応していることになる。井上敏幸氏は『蒙求』「范蠡泛湖」の「范蠡三たび徙ル」を踏まえるとするが（注12）、あえて『蒙求』を素材とする必要はないと思う。

卷二の一の解釈・范蠡の故事からの飛躍

范蠡は、越王勾踐を春秋五霸王にまで押し上げた名将で、勾踐が霸王となった時、安楽を共ににはできないと斉に逃避し大富豪となる。斉で宰相に迎えられるが、全財産を人に譲り陶に逃避、陶朱公と名乗り、また大富豪になる。最後は店を子に譲り隠退する。

①ではこの陶朱公を、陶（器）の縁で炭焼きから分限になった有馬の父親としたのであるが、*印に范蠡が常に世の評判を心掛け、

難を避ける生き方をしていたように、この父親も「正直の頭をよごし…世渡りに私なく…一国一人と名を指されて、なほ徳に入る道を守り、貧者を救ひ病者は湯治いたさせ」という人物で、常に世間を憚り、自己の生き方を律している。杉本好伸氏は、この父親のあり方に慰謝の心が無いとして批判するところから本話を解釈するが（注13）、それは後述するような父親の真意や立場、重層世界を読み取っていないことによるものであり、本論ではその解釈はとらない。

父親は、次男が人を殺し捕らわれていることを聞いても、「ただ常に変はらず」にいる。心の内を悟られず取り乱さないでいたが、母親の嘆きにつて救出に動く。「今の世の人心、欲で固めし時なれば」と、金で解決しようとする。「范蠡の故事」の末子は男子であったが、ここでは末子の「十四になる娘」に、千両の倍の二千両を持たせようとする。俗に言う、「千金を持てるものの子たる者は、市に殺さるゝ事なし」の世の習わしの千両ではなく、次男が殺した相手への慰謝を示すことで、世の評判を取ろうと巧妙に計算したものであろう。長男が聞きつけて自分が行くと主張し、行くことができなければ、自害するとまで言い張ったが、これも世の評判を理由とするものであった。やむを得ず長男が行くことを承諾したように見えるが、実は父親は長男の言い分を拒否できない。長男が世間や弟の評判を気にするのは、父親の生き方を見習ってきたからで、長男の主張を拒否すれば、父親自身の生き方、これからやろうとしていることを否定することになるからである。

『是樂物語』の陶朱公の場合も同様で、斉では「海辺にたがへし身を苦しめ力を尽くして、父子共に」、陶でも「父子諸共に、時に

従ひ物を転じ侍りて」と、「父子共」が強調されていた。

しかし、本話は素材の ii a を省いている。長男は陶朱公の指示とは別に、「数百金」を携え独自に行動する。さらに父親とは異なって莊生を何の変哲もない人物と判断している。素材の范蠡の故事では、父親と長男は「父子共」にと強調されているが、全く同じ存在とされているわけではない。金銭の捉え方が育ちの境遇によって違うという考えを示すものに過ぎない。この父子の相違を省いたのが、本話なのである。相違を省くことによって、父親と長男が同じ考えをもつ一心同体の存在であることが強調されるのである。本話が范蠡の故事の単なる翻案でないことを示す重要な点である。

②では、素材と異なり、妹と同道させることになる。妹は密かに奉行を訪ね、父親の教え通りに二千両を「斬られし人の親類へ香花のため」と言い、「何とぞ御心入れをもつて、牢舎を御赦免」と願う。奉行は、娘の「代はるべき心ざし」を憐れみ、千両を香花に、残りの千両は娘に返そうと思案して、赦免を約束する。父親の巧妙な計算通り運んでいるのであるが、奉行は、娘が自分の判断で二千両も金を持ってきたとは思っておらず、その背後にいる父親が、次男の命乞いに香花の千両、習わしの千両、合わせて二千両としたと察しているはずである。そのため娘に千両を返して、賄賂は受け取らないと決めたのである。

奉行は「慈悲の心」から、高砂の明神の託宣「わづかの咎めに牢舎の難儀」と偽りを言上して、「人を助くる天理」「科人残らず御赦免」の許しを得る。ところが長男は奉行の慈悲の行為に気付かず、偶然の託宣によって赦免の沙汰が出たと思ひ、奉行を訪ねて賄賂の千両は「渡世の種」だからと返却を求める。奉行は「我を疑ふ所心

外」だと二千両すべてを返し、人を殺した者を赦免しては「世の掟立ち難し。神の憐れみ給ふもさのみ科なき人の事」だと「重ねてその道理」を言上して、次男だけが打ち首となった。

長男の無用の口出しは、父親を表面的にしか理解できていなかったことによるものではない。それは父親の心の中を代弁したものである。父親は二千両のうち千両は賄賂であり、それで「命買はる事もあらん」と思っていたわけで、娘を除いて長男にも奉行にも父親の意図は察せられるものであった。奉行は賄賂を取ると思われていたことを「心外」と怒り、「香花のため」というのも評判を得るための功利的計算によると判断したから返却したのである。

莊生は、星の動きを占って「独り徳をもつて、此禍を除くべし」と恩赦を進言した。恩赦は「禍を除く」ための楚王の行為である。楚王が莊生の再度の進言を入れて、陶朱公の次男を殺すのも、楚王の人間としての行為である。

それに対して本話では、高砂の明神の託宣であり「天理」によって恩赦がなされるとしたのである。ところがそれを阻んだのは、「世の掟立ち難し」という人間の「道理」なのである。奉行は「重ねてその道理」をいう。先の道理は天理で、神は殺人すら「わづかの咎め」としたのであるが、後の道理は人間の道理なのである。それは別の言い方をすれば、人間の親子の、あるいは兄妹の情愛を、「慈悲の心」で受け止め「天理」で救おうとしたのであるが、それは「世の掟」「道理」では許されないものとしたのであった。

③で、その結果を聞いた父親は、「更に嘆きなく、初めよりこのはず」と「無常を合点せらるる」となる。章題は「炭焼きも火宅の合点」であった。「火宅」と「無常」は、『歎異抄』(第三部、後記)

に次のようにみえる（注14）。

煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、万の言、皆以て、虚言・戯言、実ある言なきに、ただ、念仏のみぞ実にておはします

父親は何を「虚言・戯言」と合点したのだろうか。周囲の人に聞かれると父親は、長男は貧賤の時の子で一銭でも大切に思うが、娘は長者になってからの子で欲を離れるので命を助けるところがあると思つたと説明する。一見筋が通つて見えるように見えるが、父親は「道理」を言つたのではなく、范蠡の故事に見えた知恵、理屈を言つたに過ぎない。人々は「この理に各々道理を感じける」と、「道理」と言っているが、それは奉行のいう人間世界の掟や「道理」ではなく、単なる知恵・理屈に感心したのである。父親は、そのように考えたたり、香花に二千両を当てたりするなど、次男への情愛に動かされてさまざまに思案を巡らせたこと自体を、「虚言・戯言」と合点したのでらう。道理というのは、次に続く「人を殺して命を取らるるは職なり」という人間の掟のことなのである。

父親を合点させたものは何か。父親の生き方は常に世を憚るものであり、常に評判を大切にするというものであつた。しかしそれは非なるもの、道理を超えたものを是とするものではなかつた。父親は今回に限って、次男の命乞いのために「娘の心ざし」や「香花」を巧みに用い、道理を曲げようとしたのである。しかしそれは、自らの代弁者の行為によつて破綻する。奉行の思慮深い揺るぎない対応によつて拒否されたのである。父親は道理を超えようとしたことを「虚言・戯言」と合点したわけである。評判は道理を超えることはできない。目録副題「武士は道理に命を取る事」に合致した価値観である。父親は武士ではないが、後述するように、重層世界では

武士である。

さて、冒頭文にいう「古代より欲心に身を滅ぼす事は常なり」は、父親と長男が、肉親の情愛によつて「道理」を超えようとしたのであるが、つい金を惜しんで失敗したことを指すのであろうか。一見そのように解釈できそうであるが、父親と長男は「身を滅ぼしたわけではない。また「渡世の種」を惜しむことを「欲心」とも言い難いのである。「欲心に身を滅ぼす事は常なり」の当事者が誰かという点、本話には具体的に描かれていない次男のことではないだろうか。本話の重層世界を示すシグナルといえるのである。

巻二の一の重層世界・情愛と道理の相克

第二層としての本話は、范蠡の故事を素材としながらも単なる翻案ではなくなつていた。范蠡の故事は、例えば『智恵鑑』では、陶朱公が惣領と末子の金銭に対する考えの違いの拠り所を明かすところに焦点を合わせ、陶朱公の知恵話として捉えられている。また『是楽物語』では、陶朱公の話始める契機は次のようなものである。

ある人云出侍るは、「世話に、長者二代なしといひて、大方は樂しき人の子は、後に貧しくなり侍るは、いかなる道理ぞや」と、問ひ侍れば、是樂が曰、「それは、金銀を得る事の為難きを知らぬ故、必ず富貴なる人の子は其様になり。こゝに、それとは、聊、心は違ひ侍れ共、大方似寄つたる事あり、……

やはりここでも、「金銀を得る事の為難きを知らぬ故」と、長男と末子の金銭に対する捉え方の違いを取り上げ、「聊心は違ひ侍れ共、大方似寄つたる」話と捉えている。

本話は、そのような育ち方による金銭の捉え方の相違を素材とは

しているが、父親と長男、さらに末娘の情愛・心ざしを取り上げ、天理と人間の道理、情愛と道理の対立の話にするなど、范蠡の故事を換骨奪胎した、実に面白い話になっているのである。序文にいう「二つの笑い」の内の一つの笑いに十分に込めるものなのである。

西鶴はもう一つの笑いとして、さらに第三層である重層世界を重ねている。前章巻一の五(元巻二の一)「先例の命乞ひ」からは、大工の処刑と次男の処刑、また評判を大切に生き方である前章の場所とは具体的には示されていないが、長浜であることとみることができた。長浜と播磨は秀吉と弟秀長・養女家姫で関わる。何よりも『是築物語』では築が陶朱公の話をする有馬温泉は、秀吉と関わりが深い。あらずじ①の部分で、炭焼きであった父親は、「なほ徳に入る道を守り、貧者を救ひ病者は湯治をいたさせ、野夫には希なる人」と描かれていた。「湯治をいたさせ」に注目すると、『太閤記』巻十六「秀吉公有馬御湯治之事」が想起される(注15)。

卯月廿九日御湯治に付て、歴々の御伽衆十九人召列られ、御慰のかずく云はんかたもなし。御逗留中方々より捧物其数を知ず。有馬中へ鳥目二百貫、湯女共五十貫下され、谷中のかずはひいと目出見えし。五月十二日御上りなされけり。

これは文禄三年(一五九四)の記事であるが、秀吉にはそれ以前から有馬との関わりがある。

『有馬温泉史料』によると、秀吉が有馬に関わる最初の記事は天正七年(一五七九)三月十日付の文書で、織田信長を有馬に迎えるための道普請を有馬の人々に実施させたという『有馬温泉記』の記事である(注16)。この時期有馬が秀吉の所領であったことがわかる。『有馬郡誌』には、天正八年(一五八〇)正月、三木城が落城し別

所氏当主長治が自害、二月に秀吉は有馬温泉に浴し、「二昼夜を通じて眠る」とある(注17)。これが秀吉の有馬入湯に関する最古の記事である。

『有馬温泉史料』では、秀吉の有馬湯治は九回確認できる。

- (1) 天正十一年八月十七日、(2) 天正十二年八月二日、(3) 天正十三年正月十七日、(4) 天正十三年九月十四日、(5) 天正十八年九月二十五日、(6) 天正十九年八月九日、(7) 文禄二年九月二十七日、(8) 文禄三年四月二十九日、(9) 文禄三年十二月八日

天正十年六月二十七日にも秀吉は有馬湯治を公にしているが、これは柴田勝家らの謀殺計画を知り、有馬湯治と称して拠城長浜に帰ったものである。実際には湯治はしていない。

この他にも秀吉が有馬と関わる記事は多い。そのいくつかをあげると、天正十三年二月五日、天正四年の大火災によって焼失した薬師堂復興のため、金子千五百貫および地領毎年百石の寄進を北政所(寧々)の願いによつて実施したとある。文禄三年(一五九四)には大がかりな別荘「湯山御殿」を造営したが、慶長元年(一五九六)閏七月十二日に発生した「慶長伏見地震」によつて全壊。復興に力を貸し、慶長三年五月には御殿も再建した。天正十八年九月二十五日の湯治は長期に渡り、十月四日に金湯山蘭若院阿弥陀堂にて大茶会を実施している。

秀吉は湯治を含めて、湯山御殿を建てるなど、有馬に深く関わっていた。前章の殿(秀吉にあたる)も「世間へ遠慮あそばしける」と常に世の評判を大切にしていた。本章の有馬の分限も、常に世間を憚り自己の生き方を律していた。卑賤から立身した秀吉を、有馬

の分限に重ねたのであろう。范蠡（陶朱公）と秀吉は、有馬の分限を介して重ねられている。大きく三点について対比してみる。

A 勾踐の会稽の恥をすすがる。

B 斉へ移住、財産を人々に与えて、陶へ移住。（越↓斉（湖畔）↓陶）

C 陶朱公と呼ばれるが、次男を刑死させる。

a 秀吉は信長の弔い合戦に勝利する。

b 秀吉の二度の金配り。（尾張↓長浜（湖畔）↓大坂（尼崎））

c 太閤になったが、豊臣秀次を切腹させる。

本話の有馬の分限の次男の処刑が、C 范蠡の故事の次男の処刑を素材とし、そこにc 秀次の切腹事件を重ねる世界として重ねているのであるが、その前に、A a、B bについてみておきたい。

A a は本話に具体的には取り上げられていない。A 越王勾踐は、会稽山の戦いで呉王夫差に敗れて辱めを受けたが、范蠡は常に勾踐を助け、二十余年後ついに呉を滅ぼした。范蠡は越を去り、斉から大夫種に書簡を送り、霸王となった勾踐を「越王の人となり、長頸烏喙なり」と評し、「吾に患難を共にす可し、吾に楽を共にす可からず」と越を去ること勧める。越に残った種は謀反の疑いをかけられ自害する。范蠡は最後には陶で老死することになる。a の秀吉は信長に仕えて武功を重ね、信長の覇業を助ける。霸王ともいえる立場になった信長が明智光秀の謀反によって本能寺で討たれると、信長の恥をすすぐことになる。話は逆転しているが、勾踐には信長が、大夫種には光秀が重ねられているのではないだろうか。本話の③で、有馬の分限は「尼が崎浦の初島に身を隠れ」、次第に年を重ねて「この世を皆になしける」とあった。この唐突に出てきた地名「尼が崎浦」は、秀吉にとって重要な転換点となった場所である。『太閤記』

卷三「為信長公吊合戦」秀吉上洛之事」に次のようにある。

同六月六日未之刻高松を引払ひ、沼の城まで帰陣有。折節甚雨疾風に因て所々之大河洪水出しかば、七日ハ滞留有て、八日姫地に至りて帰城せしめにけり。其日は諸卒休息のため、出勢延引有て、九日未明に姫地を立、急ぎ給ひしかば、十一日午前に尼崎に至りて参陣し、頓て落髪有ぬ。かくて三七殿、丹羽五郎左衛門尉、池田紀伊守長子勝九郎などへ、使者を以て中国之義隙を明、今日是まで参陣致し候、軍評定有て明日惟任を打ち果たす可き旨申し入れられしかば、何れも尼崎へ寄合ひ評議有。

「尼が崎浦の初島に身を隠れ」とあるのは、落髪して信長の弔い合戦に向かうことを重ねたものである。范蠡が勾踐の恥をすすいだように、秀吉は弔い合戦に勝利して信長の恥をすすいだのである。a は時代前後しているが、そこから本話は始まっていたのである。秀吉がその後次第に年を重ねて「この世を皆になし」たのは大坂であった。

范蠡は陶において年老いたが、『是楽物語』で、陶は「こ、は天下の中にして、交易買売の便たよりによるしき津なれば」と記され、『史記』では「此れ天下の中なり、有無を交易するの路通ず。生を為し、以て富を致す可しと以為へり」と記されていた。陶に大坂が重ねられるのである。

B 范蠡は、『是楽物語』では斉を去るに際して「其財を散らし親しき友に与へ待りて、足らざるを足る心地せり」と記され、『史記』では「尽く其の財を散じ、以て知友郷党に分与し」と描かれている。本話の①で、「年々積もりし金銀は、かかる時の為なり」と、范蠡の故事の千金を倍にして「二十金二箱に入れ」、十四になる娘に兄

の命乞いに行かせようとする。bの秀吉に「金配り」の逸話がある。「太閤記 卷七「金賦之事」に次のようにある。

秀吉公御蔵入領式百万石余有しかば、金銀米錢あつまりぬる事夥しき事なり。かやうに年を逐て財宝あつまり来たるを施さざれば、慳貪くづれとやらんにあふよしなり。さもある事もやと、由己法眼に問給ふに、仰いと宜しく侍る旨申上しかば、さらば施してんよとて、天正十三年初秋の比、金子五千枚銀子三万枚、諸侯大夫に施し給へり。聚楽惣門南のかたにして、台に据へ並べ、御賦有しが、朝より晩に至て事尽にけり。此後又其沙汰に及び給へり。京童見物して興さめつ、云やうは、活潑々地なる事かな、古今に傑出し給へる君なりとて、感じあへりき。

「此後又其沙汰に及び給へり」とあるのは、『鹿苑日録』二十六の天正十七年五月の記事にあたるものであろう(注18)。

廿日。関白殿為御遺物。金銀被遣諸大名。惣配分之金銀。金者六千枚。銀者式万五千枚云々。人之死生不可定。臨其終者。病苦死苦不知前後之事在之。故先可有御配分云々。善首座・我竹者赴聚楽見之云々。

『豊鑑』巻四には、次のようにある(注19)。

同十七年の春、秀吉公おもひたまへるは、われ今日本をこゝろのま、にはかり、万とほしからず、金銀多くつみ置ても何にかはせん。用ひざれば是たゞ石かはらをたくはゆるにことなるべからず。年頃随へるずさどもにくばりあたへて、其家をもにぎはさせんとて、

秀吉の「金配り」の意図は、「慳貪くづれとやらんにあふ」とあ

るように、貪欲を避けて評判を重んじているためといえるが、同時に「用ひざれば是たゞ石かはらをたくはゆるにことなるべからず」とあるように、金銀の働きにも注目したものであろう。その意味で陶朱公と通じるものがあると言える。

本話は、a・bの信長の弔い合戦や金配りという逸話を重ね、さらに范蠡の三度の移住にあたるものとして、有馬の分限の豊島郡池田山から有馬郡、尼崎への隠棲を、秀吉の尾張から湖畔の長浜、さらに大坂への移住に重ねている。その上で、中心的なc秀次切腹事件を取り上げていく。それは前章において、長浜時代に逸話を重ねた上で、中心的な千利休切腹事件を取り上げたのと同じである。

Ccで、范蠡の故事の范蠡、それを素材とする有馬の分限と、重層世界である秀次の切腹事件の秀吉とでは大きく異なるものがある。i 范蠡と有馬の分限は、それぞれii 莊生・奉行に依頼して、iii 楚王・殿に次男の助命を願う。重層世界の秀吉はiでありながらiiiにもあたるのである。いわば父親である自分が、自分が罰しようとしている次男の助命を働きかけるという構造になっている。この複雑な人間心理を取り上げているところに、范蠡の故事の単なる翻案では終わらない本話の巧みさがある。有馬の父親が、「前世の定まり事とあきらめ、人を恨みず、我が子を惜しまず、ただ常に変はらず」にいたのは、秀吉を重ねてみると、自らの手で次男を罰するが故なのである。しかし母親の嘆きもあり、自身の情愛もあつて助命に動く。その情愛は、天理によっていったん達せられるかに見えたが、世の掟である道理によって阻まれる。范蠡の知恵話から情愛と掟、いわば情と理の話に転換しているのである。

iiの奉行には石田三成などの奉行があてられるが、それ以外の登

場人物に重ねられた人物について考えておく。

まず「十四になる娘」は、秀吉の養女豪姫をあてたものであろう。豪姫は天正十六年（一五八八）十四歳の時、秀吉の猶子であった宇喜多秀家に嫁ぐ。秀家の領国には播磨三郡が含まれていた。また豪姫は秀吉と共に、一時姫路にいたとも伝えられている。

長男には秀吉の弟秀長があてられている。秀長は秀次事件の起きた文禄四年（一五九五）の四年前の天正十九年に大和郡山で没しており、時代的に齟齬はあるが、西鶴は時代前後にこだわらなかつたのであろう。秀長は天正十一年から天正十三年まで播磨を領していた。秀次は甥にあたり、天正十二年、小牧・長久手の戦いで秀次が犯した失態を、後の紀伊・四国への遠征で回復させようと尽力している。なによりも秀長は、豊臣政権の内外の政務および軍事面で調整役として活躍した人物であつた。秀吉の代弁者でもあり、似た側面も持っていたのであろう。大和郡山で没した時、金子五万六千余枚、銀子は二間四方の部屋に満杯になる程備蓄されていたという。家督は秀次の弟秀保に継がせるが、秀保は秀次事件の文禄四年、十七歳で没して家は断絶した。

本話の重層世界である秀吉による養子秀次の切腹事件は、その理由について、秀次の謀反説、三成の讒言説、秀次の鬱病説、秀次の不要説、秀吉の秀頼溺愛説、さらに曲無瀬道三の天脈拝診怠業説など、さまざまに伝えられ謎が多い。今なお確定的な結論には至っていないが、一つの有力な説をあげる。矢部健太郎氏によるもので、次のような内容である（注20）。

文禄四年当時、三成などの政権側は秀次追放のための「軽微な罪」を探り、「天脈拝診怠業」事件を格好の口実として、秀次

を高野山へ追放した。秀吉の真意は、秀次の「高野住山」で穩便に決着させようとするものであつたが、秀次が身の潔白を証明しようとして自害するという「切腹事件」が発生した。政権側は政治的動搖を抑える必要性から、「謀反説」などを流布させ、妻子を公開処刑して秀次の罪状を宣伝せざるを得なくなつたのである。

秀吉の真意や秀次の意志による切腹という見方はまだ定着したものでないと思うが、謀反の企みや、「殺生閔白」といわれる不行跡などを冤罪とする見方、政治的な争いがその背景にあつたとする見方は一般的であると思う。

本稿は、秀次事件を学術的に解明しようとするものではない。西鶴當時には、秀次切腹事件はどのようなものとされてきたか、それを西鶴はどのような形で取り込んでいるかが問題なのである。政権側は意図的に「謀反説」などを流布したわけで、一種の世論誘導が行われたのであろう。その具体相を見ておくことにする。

『太閤記』卷十七「前閔白秀次公之事」には、次のようにある。

抑、閔白秀次公、尾州之太守たりし時には相替り、天下之御家督を請給ひてより御行跡かうせきみだりがはしく、万あさはかにならせられ、諫を納れず。雅意なる御ふるまひ共、月に累り年に弥増、上下大かたうとみ初けり。鹿狩よこなどに立出させ給ふにも、兵具をひそかに持せ給ふて、武を忘れ給ぬ躰あらましく見えしかば、供奉の人々も具足甲を挟箱にかくし入、御用に相立つべき之翔、密々の様有しかど、……秀吉公へ対し野心有やうに上下諷しければ、此あらまし將軍ほの間給ひにけり。秀次公さやうの御心は聊もなかりしか共、件の御行跡にては、左も

いへばいはる、御おこなひなり。

（謀反の噂がたったので、將軍（秀吉）は、虚実を究めるために五人の使者を立てる（『太閤さま軍記のうち』には七月三日とある）。七枚つぎの誓紙を要求し、秀次はそれに応じる。七月五日、毛利輝元より秀次への誓紙の写しが秀吉に差し上げられる。）

かやうの品々方々より言上しければ、謀反之御心は聊以なかりしか共、歴々之反逆人にぞ似たりける。

將軍は都鄙さはがしくならざるやうに、此事を静め度おぼされ謀り給ふやうは、とかく父子之間これか浮説出来待るも、直談なきによれり。急（いそぎ）秀次是へ参られ候へ。

（秀吉は秀次と親しい五人の使者をたてる。抵抗を覚悟していたが、秀次は説得に應じて伏見へ出頭する。）

秀次公伏見へ至らせ給へ共、御城へ入給はず、木下大膳亮宿所へ入せ給ふ。將軍より御使者を以御対面にも及ばざる条、先高野山へ急（いそぎ）登山然るべき之旨仰せ出でられしに依て、剃髮染衣の御身とならせ給ひしかば、御供之侍百余人ひたくとかみおろし致し奉りぬ。

このあたりは太田牛一の『太閤さま軍記のうち』に拠つたものとされており、政権側の意図を反映したものと考えられる。一度目の使者の派遣は七月三日、二度目の使者は五日の言上を受けて六日のことだろうか。秀次は八日に伏見へ出頭、その日の晡時（申の刻）高野山へ向かい、十五日に切腹する。このように謀反の噂は、「謀反之御心は聊以なかりしか共」と繰り返されながら、事実であるかのように広がっていたのであろう。

さらに『太閤記』巻十七「同罪と号し切腹之面々」に、「殺生閔白」の落首についての記述がある。文禄二年正月五日に正親町上皇が崩御し、その諒闇の最中、秀次が殺生禁断の比叡山での鹿狩りをし、「鉄砲の音など夥し」かつたため、「院の御所手向のためかかりなればこれをせつしやう閔白といふ」と落書されたという。また著名な盲者辻斬りについても記されている。

（文禄二年六月）同十五日、北野へ成せ給ふに、盲者一人杖してとをり侍るを、秀次公御覧なされ、酒を飲せ候へとて手をひかせ給ふが、即右の腕をうち落し給へり。……盲者察し、年来此辺にて殺生閔白が辻切を物し侍るよし、聞及びしが、必定これなるべしと思ひつ、……急ぎ我首を取て殺生閔白の名を後代までさらし給ふべし。

また『お湯殿の上の日記』文禄四年七月十二日の記事には、秀次が毎年朝廷に白銀三千枚を献上し、何時のことか不明ながら、「ふしいうへはしれぬ事」と、「わかみやの御かた」（第一皇子寛深法親王）に五百枚、「しゆこう」（勸修寺晴子）に五百枚、「女御」（近衛晴子）に三百枚、「八てうとの」（八条宮智仁親王）に五百枚、「正こゝんと」（聖護院道澄）に五百枚、「この御所」へ五千枚献上したとある（注21）。この記事については、献上の主体を秀吉とする矢部健太郎氏の別解もあるが（注22）、何か事件に関わつてのものとも考えられ、そこには朝廷の関わりも浮かんできく。秀次は単に讒言による失脚ということでもなさそうである。

本話の有馬の分限の次男に秀次を重ねると、冒頭文「古代より欲心に身を滅ぼす事は常なり」の「欲心」には、秀次の謀反の心が重ねられていることに気がつく。本話①で、有馬の分限の次男は半舎

し、「己が覚悟の所なり」と親里をも告げない。素材の范蠡の故事にはみられなかった次男の心境が、唐突に付加されているのである。この「覚悟の所」は、重層世界である秀次切腹事件、秀次の高野山へ向かう時の「剃髪染衣の御身とならせ給ひ」を想起させるためのシグナルであったことがわかる。次男の心境とは関わりなく、父親や母親、長男、末娘たちは助命に右往左往する。そこに西鶴は、単なる知恵話としてではなく、複雑な人間心理のありようを取り上げたのであった。

有馬の分限の次男は、高砂の明神の託宣にも関わらず処刑された。前章巻一の五「先例の命乞ひ」で、素材とされた真田昌幸・信繁父子は、高野山へ送られ助命されている。秀次は、文禄四年七月八日高野山へ送られたにも関わらず切腹させられている。高砂の明神に高野山を重ねると、一旦助命されることになっていながら、仏の加護を得ることができず、切腹ということになる。西鶴は、ここでは秀次自身が自らの意志で自害したとは考えていないのである。通説に従い切腹は秀吉の命じたもので、そのように命じなければならなかった秀吉の心のあり方に注目したのである。

秀次の切腹に続いて家臣や関係者、妻妾子等の残酷な処刑が行われたが、西鶴はそこにはまったく触れていない。西鶴は秀次に謀反の心があり、切腹は正しい処置と考えていたのである。しかし単に噂を鵜呑みにしたのではなく、秀吉は三成などの奉行に唆されたわけでもなく、情愛に悩みながらも、「殺生閔白」の異名をとった秀次を「人を殺して命を取らるるは職なり」としたのである。豊臣政権は、有馬の分限にみられるように評判に支えられたものであった。しかし、情愛によって道理を超えたり曲げたりすれば悪評を得

る。秀吉は秀次の助命に悩みながら、目録副題「武士は道理に命を取る事」という、武士のあり方を変えることはできなかったのである。西鶴は秀次事件を通して、そのような秀吉の武士としてのあり方を描いたのである。

おわりに…武士は道理に生きる存在

巻一の五（元巻二の一）「先例の命乞ひ」は、戦国を勝ち抜いた武將の生き方（体面・評判の重視）を主題としていた。この元來は巻二の巻頭章であった巻一の五は、元巻二全体が、戦国を勝ち抜いた武將の逸話で構成されているという類聚方針を示しているのである。元巻二の二であった巻二の一「炭焼きも火宅の合点」は、戦国を勝ち抜いた武將の生き方として、目録副題「武士は道理に命を取る事」にみる、道理の重視を主題としていた。

第二層である本話は、「炭焼きも火宅の合点」という章題からもわかるように、情愛や道理に振りまわされる生き方を「火宅無常」「虚言・戯言」とする話である。素材である范蠡の故事を自在に転換した面白い話であるといえる。しかし西鶴は、その第二層にさらに重層世界を重ねて、読者の笑いを誘っている。秀次の切腹事件を枠組みとして、秀吉の信長の弔い合戦や金配りの逸話を重ねていた。秀吉は天下人になるためにいくつもの武功をあげたには違いないが、それのみではなく、いかに「武士は道理に命を取る事」にこだわり、道理を大切にしてきたかが、重層世界として重ねられていたのである。

以上のように巻二の一は、戦国時代を勝ち抜いた武將としての秀吉の生きざまを追究したものであった。元巻二の一に続けて、元巻

二の二として置かれるべき内実を備えている作品である。卷一の五「先例の命乞ひ」と卷二の「炭焼きも火宅の合点」は、続けて置かれるべき二話セットとも言うべきものである。そこには、重層世界として秀吉のさまざまな逸話が取り上げられ、秀吉の処世観、評判と道理を常に大切にしている方が主題となっていたのである。

本章は、秀吉の逸話である「尼が崎」での落髪を取り上げて、次章卷二の二「官女に人の知らぬ灸所」へと展開する。「尼が崎」は信長の弔い合戦への出発の地であった。次章の重層世界は、戦国を生き抜いた武將織田信長による比叡山焼き討ち事件であるが、それについては別稿に譲ることとする。

注

1 羽生紀子①『『新可笑記』の重層性―巻頭章と草薙の剣盗難事件―』（日本語日本文学論叢 第十四号、二〇一九年三月）、②『『新可笑記』卷一の二―一つの巻物両家にあり―の読み―南北朝正閏争いと二つの笑いの内実―』（武庫川女子大学紀要 人文・社会科学編 第六十六巻、二〇一九年三月）、③『『新可笑記』卷一の三―木末に驚く猿の執心―の検討―家光・忠長の将軍位継承争いと武士のあり方―』（武庫川国文 第八十五号、二〇一八年十一月）、④『『新可笑記』卷一の四―生き肝は妙薬のよし―の構造―夢幻能の利用と家光・正之の主従関係―』（武庫川国文 第八十六号、二〇一九年三月）、⑤『『新可笑記』卷二の五―死出の旅行く約束の馬―の検討―章番号の齟齬と武田信玄の上洛宣言―』（武庫川国文 第八十七号、二〇一九年十一月）、⑥『『新可笑記』卷二の六―魂呼ばひ百日の楽しみ―の検討―戦国武將武田信玄の上洛作戦と

- 挫折―』（日本語日本文学論叢 第十五号、二〇二〇年三月）、⑦『『新可笑記』卷一の五―先例の命乞ひ―の検討―戦国武將豊臣秀吉の生き方と千利休切腹事件―』（武庫川女子大学紀要 第六十七巻、二〇二〇年三月）
- 2 杉本好伸『『新可笑記』の作品構成―各章間における相互関連の検証を中心に―』（『鯉城往来』第二号、一九九九年一月）、『『新可笑記』作品構成補遺考』（『安田女子大学紀要』第二十八号、二〇〇〇年二月）
- 3 『好色一代男』本文は、『井原西鶴集①』（『新編日本古典文学全集』小学館、一九九六年）による。
- 4 以下『新可笑記』本文は、『井原西鶴集④』（『広嶋進校注・訳』『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇〇年）による。
- 5 笠井清『西鶴と外国文学』（明治書院、一九六三年）
- 6 野田寿男『第五節 新可笑記』（『日本近世小説史 井原西鶴編』勉誠社、一九九〇年）
- 7 井上敏幸『西鶴文学の世界―中国文学とのかかわり―』（『講座日本文学 西鶴 上』至文堂、一九七八年一月）
- 8 『是楽物語』との類似については、『決定版 対訳西鶴全集 九』（明治書院、一九九二年）後注に指摘がある。
- 9 羽生前掲論文（注1⑦）
- 10 以下『是楽物語』本文は、『仮名草子集』（『新日本古典文学大系』岩波書店、一九九一年）による。
- 11 以下『史記』本文は、『史記 六（世家中）』（『新釈漢文大系』明治書院、一九七九年）による。
- 12 井上氏前掲論文（注7）
- 13 杉本好伸『（殺害）と（慰謝）をめぐる短編―『新可笑記』卷一の四・

- 卷二の「一」（『安田女子大学紀要』第二十七号、一九九九年二月）
- 14 『歎異抄』本文は、「新編日本古典文学全集」〈小学館、一九九五年〉による。
- 15 以下『太閤記』本文は、「新日本古典文学大系」〈岩波書店、一九九六年〉による。漢文体の部分は私に訓み下した。
- 16 『有馬温泉史料』上巻（風早恂編、有馬温泉史料刊行委員会、一九八一年）
- 17 『有馬郡誌』上（有馬郡誌編纂管理者、一九二九年）
- 18 『鹿苑日録』（辻善之助編、太洋社、一九三四年）
- 19 『豊鑑』（『新校群書類従』第十六巻、内外書籍、一九三七年）
- 20 矢部健太郎「関白秀次の切腹と豊臣政権の動揺―秀吉に秀次を切腹させる意思はなかった―」（『国学院雑誌』第一一四巻第十一号、二〇一三年十一月）
- 21 『お湯殿の上の日記』本文は、「続群書類従補遺」三（続群書類従完成会、一九三四年）による。
- 22 矢部健太郎『御湯殿上日記』と秀次事件―「むしちゆへ」―「御はらきらせられ候」―（『戦国・織豊期の西国社会』「日本史史料研究会論文集」二、二〇一二年）

（はにゆう・のりこ 本学教授）